

岩手県告示第587号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年8月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）申請のあった年月日 平成26年7月24日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人健康科学学院
 - イ 代表者の氏名 桂啓文
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番21号
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、整体術やリフレクソロジーの施術によるリラクゼーションと癒しを目指して活動する、整体師とリフレクソロジストに求められる高い資質と技能に鑑み、基礎的な医学知識と関係法令、整体施術のスキルアップを図る事業を行い、多くの人々の精神的ストレス及び身体的ストレスによる歪の改善と健康生活環境構築に寄与することを目的とする。
- 2（1）申請のあった年月日 平成26年7月25日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人明成会
 - イ 代表者の氏名 橋場忠志
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県遠野市下組町11番49号
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者に対して、地域との交流を持ちながら生き生きとした生活を営むことができるような支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。